

## 企画競争を前提とする公募

佐賀大学において、下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

### 1. 企画競争に付する事項

#### (1) 事業名

佐賀大学教育学部附属学校給食調理等委託業務に係る事業者の募集

#### (2) 募集の目的

佐賀大学教育学部附属小学校及び附属特別支援学校の給食調理等業務の委託事業者の選定に当たって、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、附属学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保する必要がある。そのため、本学が提示する諸条件のもと、本学にふさわしい給食調理等業務の向上を図ることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

給食調理等委託業務（食材の検収・管理関係、調理関係、配缶、配送・回収関係業務）等、詳細は給食調理等委託業務仕様書のとおり。

### 2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 応募の資格者は次の要件を満たすものとする。

- ①国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人佐賀大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和6年度に、九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ②契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ④佐賀県内、福岡県内又は通常の交通機関により佐賀市に概ね2時間以内に到着可能な場所に本社又は営業所を有し、佐賀大学教育学部との連絡・調整が速やかに行えること。
- ⑤国税、地方税及び社会保険料を滞納していないこと。
- ⑥製造物責任（PL）法の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険又は食品衛生加入者による食品営業賠償共済に加入していること。
- ⑦火災、労働争議、業務停止等の事情により、業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に、確実に業務を代行できる保証体制を整備すること。
- ⑧過去5年間に食品衛生法の規定による営業停止処分を受けた者でないこと。
- ⑨受託業務に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- ⑩会社更生法に基づき更生手続の申立をしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をしていないこと。
- ⑪小・中学校を対象とした学校給食の受託実績を有している者又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を有している者。

(2) 応募できる事業者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ①法律行為を行う能力を有しない者。
- ②破産者で復権を得ない者。
- ③国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条に該当する以下の者。  
被保佐人、被補助人及び未成年者（婚姻又は営業の許可を受けている者を除く。）で必要な同意を得ている場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ④国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条に該当する以下の者。
  - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
  - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ⑥役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者。
- ⑧役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

3. 契約条項を示す場所及び募集要項等を交付する場所

交付期間 令和5年11月30日（木）～12月21日（木）

所在地 佐賀市本庄町1

場所 佐賀大学財務部経理調達課第2調達係長 石田 圭一

電話 0952-28-8197

FAX 0952-28-8952

募集要項等の交付にあたっては、上記の場所にて直接、交付する。

また、電子メールによる場合は、下記の電子メールアドレス先に会社名及び連絡先等を明記して申し込むものとする。

[chotatu2@mail.admin.saga-u.ac.jp](mailto:chotatu2@mail.admin.saga-u.ac.jp)

4. 応募書類等の提出期限

(1) 応募申込書・誓約書の提出期限

令和5年12月21日(木) 17時まで

(2) 応募書類(企画提案書)の提出期限

令和6年1月18日(水) 17時まで

(3) 提出場所

〒840-8502

所在地 佐賀市本庄町1

場 所 佐賀大学財務部経理調達課

電 話 0952-28-8197

FAX 0952-28-8952

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送については、書留郵便によることとし、上記4.(1)(2)提出期限の17時までまでに到着したものに限り受け付ける。

5. 審査方法

募集要項等に基づき適正に提出された企画提案書等に対して、ヒアリングを実施した後、総合的に判断して委員による審査会で最優秀提案者の選定を行う。

6. その他

その他詳細については、佐賀大学財務部経理調達課に問い合わせること。

以上公告する。

令和5年11月30日

国立大学法人佐賀大学

学 長 兒玉 浩明

